

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和6年度
計画主体	岩手県葛巻町

葛巻町鳥獣被害防止計画

〈連絡先〉

担当部署名 葛巻町農林環境エネルギー課
所在地 岩手県葛巻町葛巻 16-1-1
電話番号 0195-65-8985
FAX番号 0195-66-4329
メールアドレス kuzumaki0602@town.kuzumaki.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ツキノワグマ、ニホンジカ、カラス、ハクビシン、カワウ、イノシシ
計画期間	令和7年度～令和9年度
対象地域	葛巻町

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和5年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
ツキノワグマ	コーン等（デントコーン、スイートコーン）	被害金額 3,806千円 被害面積 10.0ha 被害数量 220,000kg
	飼料用サイレージ、ロールサイレージ	被害金額 867千円 被害数量 28,900kg
ニホンジカ	牧草、雑穀	—
カラス	デントコーン、ロールサイレージ	被害金額 1,243千円 被害面積 1.2ha
ハクビシン	野菜、果樹、飼料作物	—
カワウ	放流魚	—
イノシシ	飼料作物、サイレージ、水稻	被害金額 168千円 被害数量 5,600kg

(2) 被害の傾向

<p>【ツキノワグマ】</p> <p>町内全域で4月上旬から被害が発生し、春先からコーンの成熟までの期間でデントコーンサイレージの被害が頻発し、8月中旬の収穫時期からスイートコーン被害、遅れて乳牛用のデントコーン被害があり、10月中旬のデントコーンの収穫時期まで途切れなく被害が継続する等、人家脇まで被害があることから人的被害も懸念される。</p> <p>【ニホンジカ】</p> <p>町内全域に生息し、牧草地での食害等被害が拡大傾向にある。生息数は増加していると考えられ、近年では住宅地での出没もあることから農業生産者のみならず、住民生活への影響が懸念される。</p> <p>【カラス】</p> <p>町内全域においてデントコーン、スイートコーンへの被害や、ロールサイレージのラップシートに穴を開ける、牛舎に侵入し牛にいたずらをして出産前の牛や子牛を傷つけるといった被害が確認されている。</p> <p>【ハクビシン】</p> <p>主な被害は野菜等の食害であり、生息域及び被害の拡大が懸念される。</p>
--

【カワウ】

放流魚の食害情報がある。

【イノシシ】

デントコーンやサイレージ被害のほか、牧草地等の掘り起こしが発生している。

(3) 被害の軽減目標**【ツキノワグマ】**

指標	現状値 (令和 5 年度)	目標値 (令和 9 年度)
被害金額	4,673千円	3,738千円
被害面積、数量	10.0ha 248,900kg	8.0ha 199,100kg

【カラス】

指標	現状値 (令和 5 年度)	目標値 (令和 9 年度)
被害金額	1,243千円	994千円
被害面積、数量	1.2ha 57,000kg	0.96ha 45,600kg

【イノシシ】

指標	現状値 (令和 5 年度)	目標値 (令和 9 年度)
被害金額	168千円	134千円
被害面積、数量	5,600kg	4,400kg

※ 各対象鳥獣とも現状値より 20%減を目標値とした。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・葛巻町猟友会（葛巻町鳥獣被害対策実施隊）に有害鳥獣の追払いや現地パトロールを委託し、状況により捕獲を実施。 ・有害鳥獣の捕獲に対し報償金を交付。 	<ul style="list-style-type: none"> ・猟友会構成員の高齢化及び担い手不足のため、体制維持について懸念される。
防護柵の設置等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・電気柵の設置の推進及び設置に要する経費に対し補助金を交付。 	<ul style="list-style-type: none"> ・電気柵設置後の維持管理 ・未設置農地への電気柵の設置促進
生息環境その他の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・狩猟免許取得に係る講習会を開催し、農家や地域住民の新規免許取得につなげている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新規免許取得者の確保と捕獲技術の向上

(5) 今後の取組方針

刈払い等の実施による緩衝帯の整備、安全で効果的なわな等の捕獲機材の導入の検討を行う。
また、捕獲の対策をより効果的に行うため、地元の農家を始め自治会など関係団体等と捕獲技術や被害防除について連携を強め対策を講じていく。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

対象鳥獣の捕獲については葛巻町猟友会（葛巻町鳥獣被害対策実施隊）へ委託し、早期発見及び迅速な捕獲が実施できるように体制を整備している。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和7年度	ツキノワグマ ニホンジカ カラス ハクビシン カワウ イノシシ	捕獲については、対象鳥獣による被害状況に応じ、わなや銃器等の捕獲体制を検討し、最も効果が期待できる方法で捕獲に取り組む。
令和8年度	ツキノワグマ ニホンジカ カラス ハクビシン カワウ イノシシ	捕獲については、対象鳥獣による被害状況に応じ、わなや銃器等の捕獲体制を検討し、最も効果が期待できる方法で捕獲に取り組む。
令和9年度	ツキノワグマ ニホンジカ カラス ハクビシン カワウ イノシシ	捕獲については、対象鳥獣による被害状況に応じ、わなや銃器等の捕獲体制を検討し、最も効果が期待できる方法で捕獲に取り組む。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
<p>【ツキノワグマ】 基本的には岩手県第5次ツキノワグマ管理計画に基づき適切な捕獲を実施する。被害防止のため、注意喚起や誘引物の除去、追い払い等迅速に対応し、捕獲は必要最小限とする。</p> <p>【ニホンジカ・イノシシ】 農作物等被害の拡大が予想されることから、効果的な捕獲方法を検討するとともに、可能な限りの捕獲を目標とする。</p> <p>【カラス】 被害が広範囲にわたり見られることから、年間200羽の捕獲を目標とする。</p> <p>【ハクビシン・カワウ】 今後被害の拡大が懸念されることから、可能な限りの捕獲を目標とする。</p>

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
ツキノワグマ	設定しない（必要最小限）		
ニホンジカ	可能な限り捕獲する		
カラス	200羽	200羽	200羽
ハクビシン	可能な限り捕獲する		
カワウ	可能な限り捕獲する		
イノシシ	可能な限り捕獲する		

※ カラスについては、岩手県第13次鳥獣保護管理事業計画で定める捕獲実施者1人当たりの捕獲等の数の制限200羽以内を遵守する。

捕獲等の取組内容
<p>対象鳥獣の捕獲手段は、基本的に銃器及びわなによる。ただし、鳥類のわなによる捕獲は、カラスのみに限る。</p> <p>捕獲の実施予定時期は、農作物被害が発生する時期であって、4月から10月を中心とする。ただし、ニホンジカ及びイノシシは被害に応じて年間を通じて捕獲する。</p> <p>捕獲予定場所については、農作物被害が発生する場所を基本とする。</p>

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
<p>○ライフル銃による捕獲等を実施する必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・侵入防止柵の設置、わなや散弾銃を使用した有害捕獲を実施しているが、農作物被害は恒常的に発生し、特にニホンジカ及びイノシシの出没情報・被害は拡大傾向にある。 ・農作物被害は中山間地帯で多発し、野生鳥獣も多く生息している。散弾銃のみの有害捕獲では至近距離からの発砲が必要となり、対象獣に気づかれ有害捕獲が進まない状況にある。 ・射程の長いライフル銃による有害捕獲を実施することにより、遠距離からの捕獲が可能となり精度も上がり捕獲率が向上する。また、半矢を防止することができる。 <p>【参考】葛巻町猟友会（葛巻町鳥獣被害対策実施隊）16名（うち、ライフル銃所持者5名）</p> <p>○取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ニホンジカ及びイノシシの有害捕獲 捕獲手段：ライフル銃による捕獲 捕獲予定時期：4月～3月 捕獲予定箇所：町内一円 ・ツキノワグマの有害捕獲 捕獲手段：ライフル銃による捕獲 捕獲時期及び捕獲場所：有害鳥獣捕獲許可による

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
なし（権限移譲済み）	

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
ツキノワグマ	被害状況と被害地域の地理的条件を総合的に判断し、集落住民と協議の上、効果的な柵の種類や規模を決定し計画的に整備する。		

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
ツキノワグマ	被害多発地域においては、定期的な刈払いの実施による緩衝帯の整備や電気柵の設置を推進し、電気柵を有効活用するため設置者に対しては、定期的な見回りや刈払いの実施を指導する。 地域での被害防止対策の普及啓発に努める。		

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

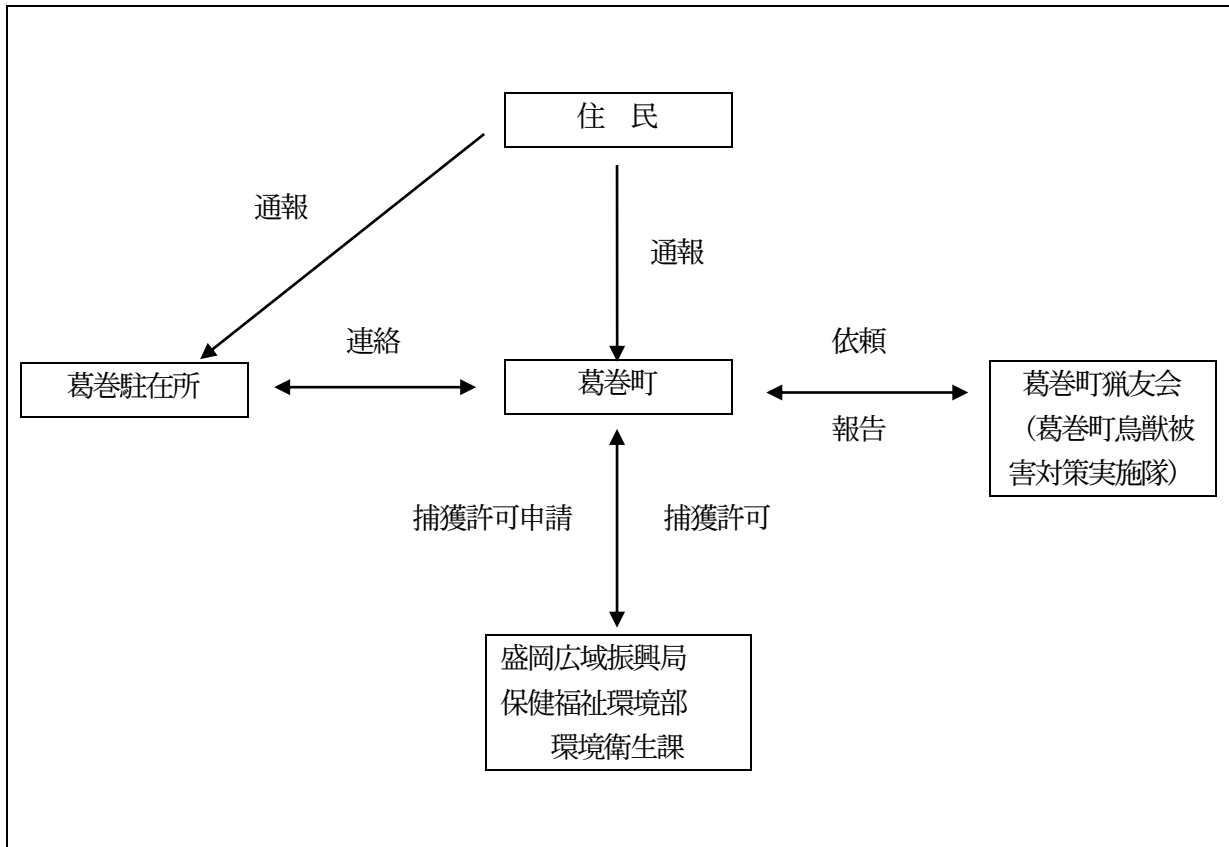
年度	対象鳥獣	取組内容
令和7年度 ～ 令和9年度	ツキノワグマ ニホンジカ カラス ハクビシン カワウ イノシシ	定期的な刈払いの実施による緩衝帯の整備のほか、町の広報紙やケーブルテレビ、ホームページ等で被害防止対策の普及啓発を行い、誘引物となる収穫残渣や放任果樹の適正処理について広く町民に周知する。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
葛巻町	情報収集、連絡調整、有害鳥獣捕獲等の許可
盛岡広域振興局 保健福祉環境部環境衛生課	有害鳥獣捕獲等の許可、指導、助言
岩手警察署葛巻駐在所	銃刀法に基づく安全管理指導、助言
葛巻町猟友会 (葛巻町鳥獣被害対策実施隊)	有害鳥獣捕獲活動の実施、意見提言

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した鳥獣の処理方法については、自家消費、処理施設での焼却、やむを得ない場合は生態系に影響を与えないような方法で埋設することにより適切に処理するほか、必要に応じて鳥獣の保護及び管理に関する学術研究機関へ提供する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	現在、県内全域において放射性物質による出荷制限が出ていることや、町内に処理加工施設がないことから、捕獲した鳥獣は焼却及び埋設により処理している。
ペットフード	
皮革	
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	出荷制限指示の動向を見ながら、費用対効果が見込める場合は、処理加工施設の整備を検討し、有効な利用を推進していく。

(2) 処理加工施設の実施

放射性物質による出荷制限指示の動向を見ながら、費用対効果が見込める場合は、処理加工施設の整備を検討する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

放射性物質による出荷制限指示の動向を見ながら検討する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	葛巻町鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
葛巻町農林環境エネルギー課	事務局を担当し、協議会に関する連絡調整及び有害鳥獣捕獲等の許可
新岩手農業協同組合	農作物の被害状況等の収集及び意見提言
葛巻町森林組合	林業の被害状況等の収集及び意見提言
葛巻町猟友会 (葛巻町鳥獣被害対策実施隊)	有害鳥獣捕獲活動に関する取り組みと意見提言
盛岡広域振興局保健福祉環境部	有害鳥獣捕獲等の許可、指導、助言
八幡平農業改良普及センター	有害鳥獣被害対策活動の指導、助言
鳥獣保護巡視員	有害鳥獣被害対策活動の監視、指導、助言

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
盛岡広域振興局農政部 農業振興室農業振興課	鳥獣被害防止にかかる事業等の指導、助言

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

葛巻町鳥獣被害対策実施隊 平成29年4月1日設置 隊員16名

【主な活動内容】

- ・有害鳥獣の追払い
- ・有害鳥獣捕獲
- ・捕獲技術の向上及び担い手の育成

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

今後、新たな対象鳥獣の出現や大量発生により計画が現況に適さないと判断される時は関係機関と協議しながら計画を見直し、効果的な被害防止に努める

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

鳥獣の被害防止のため、行政、農協、森林組合、地元自治会などの関係機関による協力と連携により、地域で被害を防止していくという意識の高揚を図ると同時に、被害防止に関連する知識や技術の向上を目指し、鳥獣による農作物への被害防止の対策方法について普及啓発に努める。

今後、計画が現状に適さないと判断されるときは、関係機関と協議しながら計画を見直し、効果的な被害防止に努める。